

令和7年第7回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和7年5月26日(月) 午後3時03分～午後4時13分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	石田 晋一
	学校教育課長	酒井 貴範
	生涯学習課長	谷口 英将
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	川瀬 真由美
	総務係長	小野 敦
	学校教育係長	甲谷 英司
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏
	学校教育推進員	袴田 孔

4 議 事

- 議案第31号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について
- 議案第32号 令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求について
- 議案第33号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について
- 議案第34号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
- 議案第35号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第36号 幕別町社会教育委員の委嘱について
- 議案第37号 教職員住宅戸数の適正化方針の策定について
- 議案第38号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 議案第39号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について
- 議案第40号 幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 ただ今から、令和7年第7回幕別町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日一日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番、東委員、4番、小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和7年第6回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告について、事務局よりお願いいたします。

教育部長(石田 晋一) 本日の事務報告については1点であります。

國安委員より欠席の連絡をいただいております。

笹原教育長 只今の事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

笹原教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、議案第31号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、日程第6、議案第32号、「令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求について」は、同会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に日程第7、議案第33号「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第33号「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議につきましては、後段に記載のとおり、幕別町附属機関設置条例第4条の別表において設置が規定されておりますが、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱第1条の規定のとおり、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進と円滑な運営を目的として設置しております。所掌事務につきましては、条例別表のとおり、小中一貫教育を含む学校教育等についての審議となっておりますが、具体的には、要綱第2条の規定のとおり、学校教育等に関する方針及び施策に関する事項、小中一貫教育に関する事項並びに学校運営協議会の実施に関する事項の情報伝達及び共有、連絡調整を行うこととなっております。

この度、条例別表及び要綱第3条の規定に基づき、各学園の学園長及び学校運営協議会の会長、小中学校の小中一貫コーディネータ、町PTA連合会代表2名、その他教育長が必要と認める者のうちから、委員を委嘱しようとするものであります。

「議案第33号 別紙」をご覧ください。委員名簿になります。

まず、各学園の学園長になります。まくべつ学園「久保 睦則」氏、糠内学園「宗形 真恵」氏、さつない学園「石丸 揚一朗」氏、札内東学園「七田 伸克」氏、ちゅうるい学園「出村 聖」氏、次に、各学園の協議会会長になります。まくべつ学園「森 廣幸」氏、糠内学園「橋詰 一也」氏、さつない学園「岡田 義行」氏、札内東学園「堀川 貴庸」氏、ちゅうるい学園「鳥毛 浄生」氏、

続いて、各小中学校の小中一貫コーディネータになります。

幕別小学校、教諭の「杉澤 諭」氏、糠内小学校、教諭の「國木 彩友美」氏、明倫小学校、教諭の「中村 悠二」氏、途別小学校、教諭の「額田 智美」氏、白人小学校、教諭の「田中 史啓」氏、札内南小学校、教諭の「金谷 智皓」氏、札内北小学校、教諭の「津川 優子」氏、忠類小学校、教諭の「三宅 基生」氏、幕別中学校、教諭の「島田 裕行」氏、

糠内中学校、教諭の「柴田 悠二」氏、札内中学校、教諭の「坂下 凜樹」氏、札内東中学校、教諭の「村上 真輔」氏、忠類中学校、教諭の「谷 早玖羅」氏、
続いて、幕別町PTA連合会の代表になります。会長の「鳴海 走也」氏、事務局長の「由佐 琢朗」氏、以上の合計25人です。

議案書の3ページにお戻りください。任期は1年で、毎年、委嘱をしているものですが、今年度の委員の任期は、令和7年5月26日から令和8年3月31日までです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決しました。

次に日程第8、議案第34号「幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第34号「幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会委員につきましては、後段に記載のとおり、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第3条の規定に基づき、いじめの防止等に関し、専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱するもので、任期は2年となっております。この度は、委員の任期満了により、再任ではありますが、4人の委員を委嘱しようとするものであります。

議案に記載のとおり、スクールカウンセラーの「関根 奈緒美」氏、社会教育委員の「原田 啓二」氏、民生委員児童委員の「庄司 克哉」氏、スクールソーシャルワーカーの「式見 貴美穂」氏であります。

任期につきましては、令和7年6月1日から令和9年5月31日までです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決しました。

次に日程第9、議案第35号「幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校給食センター所長(守屋 敦史) それでは、議案第35号、「幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書は5ページをお開きください。

幕別町学校給食センター運営委員会委員につきましては、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間の任期で、15名の方に委嘱しているところでありますが、教職員人事異動並びに学校PTAの改選により、変更が生じたことから、このたび2名を委嘱するものであります。

本ページの下段に、幕別町学校給食センター条例及び施行規則を抜粋し記載しておりますが、施行規則第7条に規定する「学校代表者」と「父母代表者」に今回、変更が生じたものであり、「学校代表者」におきましては、忠類中学校長 出村 聖氏、「父母代表者」におきましては、幕別中学校 阿部 美由紀氏を、新たに委員に委嘱するものであります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和7年5月26日から令和8年5月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第10、議案第36号「幕別町社会教育委員の委嘱について」、説明を求めます。

生涯学習課長(谷口 英将) 議案第36号、「幕別町社会教育委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

下段に、幕別町社会教育委員に関する条例の抜粋を記載しております。社会教育委員は、社会教育法第15条において、市町村に社会教育委員をおくことが規定されており、幕別町社会教育委員に関する条例第2条と第3条において、委員の定数と任期を規定しております。委員の構成は、第1号委員が学校教育関係者、第2号委員は社会教育関係者、第3号委員は学識経験のある者と、3つの区分により構成しております。

この度、提案させていただきました委員の委嘱について、委員の任期の途中でありますが、第1号委員の学校教育関係者で、幕別清陵高等学校の校長が「浅見 聡」氏に、第2号委員の社会教育関係者で、幕別町PTA連合会の会長が「鳴海 走也」氏にそれぞれ変更になったことによるものであります。

なお、委員の任期につきましては、令和7年5月26日から前任者の残任期間であります令和8年5月29日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第36号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第11、議案第37号「教職員住宅戸数の適正化方針の策定について」、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第37号「教職員住宅戸数の適正化方針の策定について」、ご説明申し上げます。議案書の7ページ、別にお配りしている「議案第37号 別紙」をご覧ください。

こちらが、今回策定した教職員住宅戸数の適正化方針となり、次の別表の次にあります「議案第37号 説明資料」が、今回の策定に係る比較表になります。

この度の策定は、「今後の方向性」を令和6年度中に見直したことから、新たに策定したものであります。

説明資料でご説明いたします。2ページをご覧ください。

比較表になりますが、左が昨年策定したもの、右が今回策定したものであり、変更する箇所にはアンダーラインを引いております。

教職員住宅については、転勤の多い教職員に対して、安定的な居住先を確保することなどを目的に整備してきたところであり、特に管理職住宅については、学校等施設管理上、緊急時の迅速な対応や地域と学校の連携による良好な学校運営の観点から、学校敷地内や学校の近くに建設し、校長、教頭用として供してきたところであります。

しかし、近年は教職員の個々の生活スタイルや価値観の多様化、民間賃貸住宅等の増加、道路環境の整備に伴う通勤圏の拡大等により利便性の高い地域に自宅を所有する教職員が増加するなど、教職員住宅に入居する教職員の数が減少傾向にあることから、将来的な教職員住宅のあり方について、教育委員会として一定の方針を定めようとするものであり、期間については、概ね10年間を見据えた方針を策定するものであります。

「1 教職員住宅の現状」であります、「(1)入居状況等」につきましては、令和7年3月31日現在で68戸整備されており、そのうち、入居戸数については25戸、入居率は36.8%と全体の4割を切っている状況となっております。地区ごとの入居率につきましては、記載のとおりであります、忠類地区を除き入居率は低い状況となっております。入居者の内訳につきましては、25戸の教職員住宅のうち、18戸が校長・教頭先生であり、構成比で72.0%となっております。

次に、3ページ「(2)過去の教職員住宅戸数の推移」であります、平成21年度に策定した同方針では、全体戸数が136戸でありましたが、その後、老朽化等によって解体や所管替え等を行い、平成30年から71戸、令和6年から68戸で運用しているところであります。

「(3)教職員の住宅状況」につきましては、令和7年3月31日現在で、幕別地区は43人の教職員のうち、教職員住宅の入居者は2戸で、構成比は4.6%となっております。札内地区は140人の教職員がおりますが、そのうち、教職員住宅の入居者は5戸で、構成比は3.6%となっております。

4ページをお開きください。農村地区は、自宅からの通勤が困難な教職員が多く、33人の教職員のうち、入居者は7戸で21.2%、忠類地区につきましても、同様の理由で、28人の教職員のうち、入居者は9戸で32.2%となっております。全体で見ると、244人の教職員のうち、入居者は23戸で9.4%となっており、教職員住宅への入居率が低い状況が分かります。その他の状況としては、合計の欄で申し上げますが、自宅所有者が146戸で全体の59.9%、借家の方が75戸で全体の30.7%となっております。

「(4)学校区ごとの教職員住宅築経過年数」につきましては、右から2つ目の列の40年以上経過している住宅が、木造合計で34戸、ブロック造合計で7戸となっており、全体で見ると、68戸の教職員住宅のうち、41戸が40年以上経過している住宅となりますので、半分以上がすでに老朽化している状況であることが分かります。

5ページをご覧ください。「2 今後の方向性」であります、「(1)管理職住宅への入居の考え方」としましては、これまでは管理職のどちらかに管理職住宅への入居を求めていましたが、これを廃止し、いずれの管理職にも入居を求めずに自宅等からの通勤を可とするものであります。見直しの理由としましては、農村部の小中学校を含め全ての学校に機械警備が整備されており、また、避難所となっている学校体育館についても、避難所開設時には避難所担当者が自ら開錠できる体制となり緊急時においても対応できますことから、管理職住宅への入居の考え方について見直しするものであります。

6ページをお開きください。「(2)地区ごとの方向性」としましては、それぞれの地域事情が異なることから、①幕別及び札内市街地の全ての教職員住宅については、令和7年度より廃止することとし、ただし、現在入居中の住宅にあっては退去に合わせて廃止することとするものであります。見直しの理由としましては、幕別及び札内市街地にあっては、近年では一般教員住宅の入居が無い状態となっており、自宅及び民間賃貸住宅への入居が多く見られること、また、市街地内には、インターネットやエアコン設備が完備されるなど優良な民間賃貸住宅が潤沢に供給されており、こうした住宅ニーズの変化に一般教員住宅が合わない状況にありますことから見直しするものであります。

次に、②農村部（忠類地区を除く）にあっては、全ての教職員住宅の廃止について令和7年度に地域と協議を進めながら検討を進めることとし、ただし、廃止に当たっては現在入居中の住宅にあっては退去に合わせて廃止することとするものであります。見直しの理由とし

ましては、道路環境の整備が進んだことにより、通勤圏が拡大していることもあって、一般教員住宅の入居が無い状態となっており、一方で、農村部にあっては学校が地域に果たす役割が大きい傾向にあることから、廃止に向けた協議を進めながら検討を進めていくものであります。

最後に、③忠類地区の教職員住宅については、適正戸数内での入居を可とし、併せて必要な修繕を行うこととし、ただし、不要となる住宅にあっては廃止することとするものであります。見直しの理由としましては、合併前の南十勝に位置しており、一定程度の住宅ニーズがあること、また、民間賃貸住宅が限られており、教職員住宅以外に入居可能な住宅が無いことなどから、適正戸数を整理することとするものであります。

「(3)廃止後の活用等」としましては、廃止後は、普通財産として適正に管理するのと併せて売却等の検討を進めることで考えております。

7 ページをご覧ください。「3 教員住宅戸数の適正化」であります。現有戸数68戸を、別表「教職員住宅の今後の推移（R7～16）」のとおり適正化しております。

ここから、別表でご説明させていただきますので、A3の別表をご覧ください。

別表の1枚目の左側にありますとおり、上段から幕別地区、札内地区、農村地区の順に並べており、それぞれの教職員住宅の今後の推移を真ん中の10年間で普通財産に移管する住宅や用途廃止する住宅などを整理した表となっております。

まず、幕別地区については、16戸の教職員住宅を有しており、そのうち、令和7年度に緑町にある1棟6戸建てのブロック造の住宅が2棟ありますが、現在入居がなく、今後も入居が見込まれないことから、12戸を普通財産に移管しようとするものであり、右の適正化方針等の欄のコメ印で記載しておりますとおり、移管先で今後の有効活用策を検討するものであります。また、残りの4戸の教員住宅についても、令和8年度に普通財産に移管しようとするものであり、移管先で用地の売却等を検討するものであります。

札内地区については、19戸の教職員住宅のうち、令和7年度に札内青葉町にある1棟6戸建てのブロック造の住宅1棟と校長住宅1戸のあわせて7戸を普通財産に移管し、所管換えしようとするものであります。また、令和8年度に札内北町にある5戸を普通財産に移管しようとするものであり、移管先で用地の売却等を検討するものであります。さらに、札内青葉町の3戸と札内文京町の4戸は築40年以上につき用途廃止をしようとするものであります。

農村地区については、19戸の教職員住宅のうち、令和8年3月末に閉校する途別小の教職員住宅4戸を令和8年度に普通財産に移管し、残りの15戸を用途廃止しようとするものであります。

2枚目をご覧ください。忠類地区については、14戸の教職員住宅のうち、令和7年度に築40年を経過した住宅のうち、今後も入居が見込まれない住宅3戸を普通財産に移管しようとするものであり、移管先で用地の売却等を検討するものであります。なお、忠類地区の教職員住宅については、適正戸数を整理することとしており、令和8年度以降についても、用途廃止や普通財産に移管することなどにより、最終的に、忠類地区の適正戸数を8戸とすることと考えております。

全体で見ると、現在68戸の教職員住宅を管理しておりますが、令和7年度に22戸を普通財産に移管することで、適正化戸数を46戸とすることと考えております。さらに、令和8年度以降に用途廃止や普通財産に移管し、関係課に所管換えすることで、概ね10年間で適正戸数を8戸とすることと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 忠類地区は理解しますが、その他の農村部にある糠内地区や明倫地区についても距離があり冬は山越えしないといけないため「0」にしてしまうのは不安に感じます。

学校教育課長（酒井 貴範） 農村部の教員住宅についてですが、糠内地区においても忠類に比べて札内からそれほど距離が遠くなく、除雪も幹線道路の方はスムーズに行われるということでの判断となっております。

岩谷委員 地元の方の話を聞いていただき、残してほしいという声があれば、その際は柔軟に対応していただきたいと思います。

笹原教育長 管理職のなり手を確保する際に、特に教頭先生のなり手が難しく、赴任先に住まないといけないという部分がハードルの一つになっていると伺っております。道路事情やなり手の確保を考えるとこれまでの条件というのも難しい一方で、地域によっては近くに住んでほしいという声もあると思いますので、調整をしながら進めていきたいと考えております。

岩谷委員 ぜひお願いします。もう一点ですが、他の市町村でも同じくらいの年数が経過していると思いますが、他の市町村の教職員住宅の適正化方針がわかれば教えていただければと思います。

学校教育課長（酒井 貴範） 管理職の入居の考え方の部分で近隣の市町村で申し上げますと、帯広市では概ね30分で通勤可能なところに管理職のどちらかが入居してもらっていると伺っております。音更町では校長は町内に住宅があるか30分で通勤できる範囲に入居してもらい、教頭の居住場所は自由と伺っております。芽室町では概ね30分程度で通勤可能な場所に管理職のどちらかが居住すればどちらかは制限を求めないということと伺っております。

小尾委員 教職員は通勤手当や住宅手当もある中で、町において教員住宅も用意するとなると経費もかかると思います。教員住宅としてではなく、町の住宅をあてる等の対応もしていかないと建物も古くなり、リフォームをしても入居者がいないとなつては無駄になってしまうため、検討しながら対応することが必要になると思います。

学校教育課長（酒井 貴範） 年数が40年以上経過している住宅もありますので、廃止後は普通財産に移管し、移管先で用地の売却等を検討して進めていくことで考えております。

笹原教育長 札内に民間の賃貸住宅が多く供給されている状況となっており、管理職以外の先生は忠類地区を除いて、教員住宅に入居されている方がいないという現状もあります。ニーズや設備の関係を考えると教員住宅として確保するのは難しいと考えております。しかし、農村部の地域の方々への学校に対する強い思いもありますので、その部分は調整をさせていただきながら進めていこうと考えております。

笹原教育長 他に質疑はありませんか。
(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第38号「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、日程第13、議案第39号、「幕別町教育委員会事務局職員の任免について」は、同会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。
(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、追加でお配りさせていただいた日程第14、議案第40号、「幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第40号「幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

追加でお配りさせていただきました議案書の1ページ、別にお配りしております「議案第40号 説明資料」をご覧ください。

幕別町教職員住宅管理規則につきましては、幕別町教員住宅の管理について必要な事項を定めているものであります。先ほど承認いただきました、議案第37号「教職員住宅戸数の適正化方針の策定について」でご説明いたしましたとおり、令和7年度に普通財産に移管する22戸の教職員住宅について、移管先で早期に今後の有効活用策を検討する必要があることから、本日、追加で規則の改正について提案させていただこうとするものであります。

この度の改正は、別表に規定する「教職員住宅の位置及び貸付料等」の表について、普通財産に移管する教職員住宅を削るものであります。新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度改正する箇所にはアンダーラインを引いております。

現行規則の別表181から186の項、189から194の項、こちらは緑町の1棟6戸建てブロック造の教職員住宅2棟であります。

そして、195の項、198から203の項、こちらは札内青葉町の校長住宅1戸と1棟6戸建てブロック造の教職員住宅1棟であります。

裏面をご覧ください、217の項、219の項及び224の項、こちらは忠類白銀町の今後入居が見込まれない教職員住宅3戸であり、これらの項を削るものであります。

議案書の1ページにお戻りください。附則についてであります。この規則は、公布の日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第40号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決しました。

笹原教育長 議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

（ありません。）

笹原教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これをもちまして、令和7年第7回幕別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。